

兵庫県公報

平成22年3月19日 金曜日 第2167号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 尼崎市の区域内において新たに生じた土地であることを確認した旨の届出（市町振興課）	1
○ 尼崎市の区域内における町の設定（同）	2
○ 尼崎市の区域内における町の区域変更（同）	2
○ 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）	2
○ 管理美容師資格認定講習会の指定（同）	3
○ 平成22年度前期技能検定の実施（能力開発課）	4
○ 平成22年度随時実施の3級、基礎1級及び基礎2級技能検定の実施（同）	9
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	10
○ 家畜の検査の実施（畜産課）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	13
○ 家畜の予防注射の実施（同）	14
○ 林業種苗生産事業者の登録（林務課）	14
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更認可申請の概要（水質課）	16
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	20
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	20
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	21
○ 同 上（同）	21
○ 東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	21
○ 土地区画整理組合の解散認可（市街地整備課）	22
○ 土地区画整理事業の換地処分完了の届出（同）	22
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に規定する知事が定める日（住宅管理課）	22
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	22
病院局公告	
○ 入札公告（県立がんセンター）	23
教育委員会告示	
○ 兵庫県指定重要有形文化財等の指定	25
○ 有形文化財の登録	26
公安委員会規則	
○ 兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	26
警察本部公告	
○ 入札公告	26

公布された法令のあらまし

●兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第1号）

行方不明者発見活動に関する規則の制定に伴い、家出人の用語を行方不明者に改めることとした。

告 示

兵庫県告示第283号

尼崎市の区域内に次の土地が新たに生じたものであることを平成22年3月3日に確認した旨、地方自治法(昭

和22年法律第67号) 第9条の5第1項の規定により、尼崎市長から届出があった。

平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

所 在 地	面 積
東海岸町42、48の地先の公有水面埋立地及び南防波堤敷地	161, 139. 62㎡



兵庫県告示第284号

尼崎市の区域内において、次のとおり、町の設定をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、尼崎市長から届出があった。

平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

設 定 す る 区 域		設定する町
所 在 地	面 積	
東海岸町42、48の地先の公有水面埋立地及び南防波堤敷地	161, 139. 62㎡	船出

備考 地番は、平成21年12月15日現在の地番である。



兵庫県告示第285号

尼崎市の区域内において、次のとおり、町の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、尼崎市長から届出があった。

平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前		変 更 後
町	地 番	町
東海岸町	40から50まで	船出

備考 地番は、平成21年12月15日現在の地番である。



兵庫県告示第286号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 主催者の名称及び住所
 名 称 財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 荒 賀 泰 太
 住 所 東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる機関の名称及び所在地
 名 称 財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
 所在地 大阪市中央区谷町1-3-1 双馬ビル4階401
- 3 講習日程

日 程	姫路会場	神戸会場
第1日	平成22年10月4日（月）	平成22年11月22日（月）

第 2 日	平成22年10月18日 (月)	平成22年11月29日 (月)
第 3 日	平成22年10月25日 (月)	平成22年12月 6 日 (月)

4 講習会場の名称及び所在地

(1) 姫路会場

名 称 姫路理容美容専門学校
 所在地 姫路市南駅前町13
 電 話 (079) 284-0678

(2) 神戸会場

名 称 兵庫県農業共済会館
 所在地 神戸市中央区下山手通4-15-3
 電 話 (078) 332-7165

5 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	4時間
理容所の衛生管理	14時間

6 講習予定人員

姫路会場	神戸会場
20名	40名

7 受講料

1人 18,000円

8 受講資格

理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事した者

9 受講についての問い合わせ先

財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
 大阪市中央区谷町1-3-1 双馬ビル4階401
 電話 (06) 6942-6453



兵庫県告示第287号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成22年3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 主催者の名称及び住所

名 称 財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 荒 賀 泰 太
 住 所 東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビルB棟9階

2 会場の運営及び設営の窓口となる機関の名称及び所在地

名 称 財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
 所在地 大阪市中央区谷町1-3-1 双馬ビル4階401

3 講習日程

日 程	姫路会場	神戸会場①	神戸会場②
第 1 日	平成22年10月 4 日 (月)	平成22年 8 月30日 (月)	平成22年11月22日 (月)

第 2 日	平成22年10月18日 (月)	平成22年 9月13日 (月)	平成22年11月29日 (月)
第 3 日	平成22年10月25日 (月)	平成22年 9月27日 (月)	平成22年12月 6日 (月)

4 講習会場の名称及び所在地

(1) 姫路会場

名 称 姫路理容美容専門学校
 所在地 姫路市南駅前町13
 電 話 (079) 284-0678

(2) 神戸会場①及び神戸会場②

名 称 兵庫県農業共済会館
 所在地 神戸市中央区下山手通4-15-3
 電 話 (078) 332-7165

5 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	4時間
美容所の衛生管理	14時間

6 講習予定人員

姫路会場	神戸会場①	神戸会場②
120名	150名	110名

7 受講料

1人 18,000円

8 受講資格

美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事した者

9 受講についての問い合わせ先

財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
 大阪市中央区谷町1-3-1 双馬ビル4階401
 電話 (06) 6942-6453



兵庫県告示第288号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、平成22年度前期技能検定を次のとおり実施する。

平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験日程及び実施職種

(1) 学科試験

別表のとおり行う。

(2) 実技試験

別表の検定職種について、平成22年6月7日(月)から同年9月12日(日)までの間において、兵庫県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が別途指定する日に行う。ただし、金属熱処理及び写真を除く3級職種に関しては、平成22年6月7日(月)から同年8月15日(日)までの間において、協会が別途指定する日に行う。

2 試験場所

協会から受検者に対して別途通知する。

3 受検資格

職業能力開発促進法第45条に規定する者であること。

4 受検手続

(1) 提出書類

ア 受検申請書

(受検申請書は、兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課及び各県民局県民室商工労政課並びに協会において配布する。)

イ 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第65条の規定により学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提出期間

平成22年4月5日(月)から同年4月16日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

なお、郵送による場合は書留郵便とし、平成22年4月16日(金)までの消印があるものに限って受け付ける。

(3) 提出先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番30号(兵庫勤労福祉センター 1F)

兵庫県職業能力開発協会

(4) 手数料

ア 別表の受検手数料の欄に掲げる額を現金で納付すること。

なお、受検申請受付後は、いかなる理由があっても返還しない。

イ 学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

平成22年10月1日(金)に兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課及び協会において「平成22年度前期技能検定合格者名簿」を設置して行うほか、協会ホームページにおいて合格者の受検番号を公表することにより行う。ただし、金属熱処理及び写真を除く3級職種に関しては、同年8月27日(金)に行う。

なお、電話による可否の回答は行わない。

(2) 合格通知

技能検定合格者には兵庫県から、学科試験又は実技試験の一方のみ合格した者には協会から、平成22年10月1日(金)付けの書面でそれぞれ通知する。ただし、金属熱処理及び写真を除く3級職種に関しては同年8月27日(金)付けの書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、2級及び3級の技能検定合格者には兵庫県知事名の合格証書を交付する。

このほか、厚生労働大臣から、合格した等級の技能士章が交付される。

6 受検についての問い合わせ先

(1) 兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課

電話 (078) 362-3369

(2) 兵庫県職業能力開発協会

電話 (078) 371-2091

別表

(1級及び2級)

検定職種	作 業	学科試験日	受検手数料(円)	
			実技試験	学科試験
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作	平成22年8月29日(日)	13,700	3,100
造園	造園工事	平成22年8月22日(日)	16,500	
金属熱処理	一般熱処理			
	浸炭・浸炭窒化・窒化处理			
	高周波・炎熱処理			

金属プレス加工	金属プレス			
産業車両整備	産業車両整備			
プラスチック成形	射出成形			
とび	とび			
築炉	築炉			
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事			
	シーリング防水工事			
化学分析	化学分析			
塗装	建築塗装			
	金属塗装			
	噴霧塗装			
粉末冶金	焼結	平成22年 8月29日 (日)		
機械加工	普通旋盤			
	数値制御旋盤			
	立旋盤			
	フライス盤			
	数値制御フライス盤			
	ボール盤			
	横中ぐり盤			
	ジグ中ぐり盤			
	平面研削盤			
	数値制御平面研削盤			
	円筒研削盤			
	数値制御円筒研削盤			
	心無し研削盤			
	ホブ盤			
	数値制御ホブ盤			
ラップ盤				
マシニングセンタ				
鉄工	製缶			
	構造物鉄工			
めっき	電気めっき			
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理			
ダイカスト	コールドチャンバダイカスト			
電子機器組立て	電子機器組立て			
建設機械整備	建設機械整備			

木型製作	模型製作	
家具製作	家具手加工	
建具製作	木製建具手加工	
	木製建具機械加工	
印刷	オフセット印刷	
左官	左官	
畳製作	畳製作	
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事	
貴金属装身具製作	貴金属装身具製作	
広告美術仕上げ	広告面ペイント仕上げ	
	広告面粘着シート仕上げ	
写真	肖像写真銀塩	平成22年 9月 1日 (水)
	肖像写真デジタル	
園芸装飾	室内園芸装飾	平成22年 9月 5日 (日)
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	
	銅合金鋳物鋳造	
	軽合金鋳物鋳造	
放電加工	数値制御形彫り放電加工	
	ワイヤ放電加工	
建築板金	内外装板金	
	ダクト板金	
工場板金	曲げ板金	
仕上げ	治工具仕上げ	
	金型仕上げ	
	機械組立仕上げ	
切削工具研削	工作機械用切削工具研削	
電気機器組立て	変圧器組立て	
	配電盤・制御盤組立て	
鉄道車両製造・整備	機器ぎ装	
	内部ぎ装	
	配管ぎ装	
	電気ぎ装	
製本	書籍製本	
石材施工	石張り	
	石積み	
ブロック建築	コンクリートブロック工事	
タイル張り	タイル張り	

表装	表具			
	壁装			
フラワー装飾	フラワー装飾			

(3級)

検定職種	作 業	学科試験日	受検手数料 (円)	
			実技試験	学科試験
園芸装飾	室内園芸装飾	平成22年 7月25日 (日)	16,500 (11,000)	3,100
造園	造園工事			
機械加工	普通旋盤			
	数値制御旋盤			
	フライス盤			
	マシニングセンタ			
工場板金	曲げ板金			
めっき	電気めっき			
仕上げ	機械組立仕上げ			
機械保全	機械系保全			
	電気系保全			
電子機器組立て	電子機器組立て			
左官	左官			
ブロック建築	コンクリートブロック工事			
塗装	金属塗装			
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ			
フラワー装飾	フラワー装飾			
金属熱処理	一般熱処理	平成22年 8月22日 (日)		
	浸炭・浸炭窒化・窒化处理			
	高周波・炎熱処理			
写真	肖像写真	平成22年 9月 1日 (水)		

(注) 受検手数料欄の () 内は、高等学校、専門学校等の在校生が受検する場合の手数料である。
(単一等級)

検定職種	作 業	学科試験日	受検手数料 (円)	
			実技試験	学科試験
製麺	手延べ干し麺製造	平成22年 8月22日 (日)	16,500	3,100
産業洗浄	高圧洗浄			
塗料調色	調色	平成22年 9月 5日 (日)		

~~~~~



**兵庫県告示第289号**

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成22年度随時実施の3級、基礎1級及び基礎2級技能検定を次のとおり実施する。

平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**1 試験日程及び実施職種**

別表の検定職種について、平成22年4月1日（木）から平成23年3月31日（木）までの間において、兵庫県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が別途指定する日に行う。

**2 試験場所**

協会から受検者に対して別途通知する。

**3 受検資格**

職業能力開発促進法第45条に規定する者であること。

（注）随時実施の3級は、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限る。

**4 受検手続**

**(1) 提出書類**

**ア 受検申請書**

（受検申請書は、協会において配布する。）

**イ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第65条の規定により学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面**

**(2) 提出期間**

平成22年4月1日（木）から平成23年3月31日（木）まで随時受け付ける。

**(3) 提出先**

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番30号（兵庫勤労福祉センター 1F）  
兵庫県職業能力開発協会

**(4) 手数料**

**ア 別表の受検手数料の欄に掲げる額を現金で納付すること。**

なお、受検申請受付後は、いかなる理由があっても返還しない。

**イ 学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。**

**5 合格者の発表等**

合格発表は、兵庫県知事名の合格証書の交付をもって行う。

このほか、随時3級技能検定合格者には、厚生労働大臣から技能士章が交付される。

なお、電話による可否の回答は行わない。

**6 受検についての問い合わせ先**

**(1) 兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課**

電話 (078) 362-3369

**(2) 兵庫県職業能力開発協会**

電話 (078) 371-209

別表

| 検定職種                                                                                                                                                                                                                      | 受検手数料（円） |       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------|
|                                                                                                                                                                                                                           | 実技試験     | 学科試験  |
| 機械検査、婦人子供服製造                                                                                                                                                                                                              | 13,700   | 3,100 |
| さく井、鋳造、鍛造、機械加工（随時3級については普通旋盤作業及びフライス盤作業に限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金（随時3級についてはダクト板金作業に限る。）、工場板金（随時3級については機械板金作業に限る。）、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全（随時3級については機械系保全作業に限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（随時3級については回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て | 16,500   |       |

作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業に限る。)、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装(随時3級については建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。)、工業包装、紙器・段ボール箱製造(基礎1級及び基礎2級に限る。)



**兵庫県告示第290号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成22年3月8日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成22年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

| 事業名         | 地区名     | 縦覧の期間                    | 縦覧の場所 |
|-------------|---------|--------------------------|-------|
| 経営体育成基盤整備事業 | 万勝寺協本地区 | 平成22年3月19日から<br>同年4月8日まで | 小野市役所 |



**兵庫県告示第291号**

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、伝達性海綿状脳症の発生状況等を把握するため、家畜の死体の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成22年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 実施の目的  
牛の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため
- 2 実施する区域  
県内全域
- 3 実施の対象となる牛の死体の種類及び範囲  
月齢又は推定月齢が満24箇月以上で死亡した牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第2項ただし書きに該当する場合及び家畜防疫員が検査を不相当と認めたものを除く。
- 4 実施の期日  
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- 5 検査の方法
  - (1) 酵素免疫測定法
  - (2) 疫学的検査
  - (3) 臨床検査



**兵庫県告示第292号**

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予防のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成22年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

**1 搾乳の用に供する牛の結核病検査**

## (1) 実施の目的

牛の結核病の発生を予防するため

## (2) 実施する区域

神戸市灘区、同市北区、明石市、相生市、豊岡市（平成17年3月31日において城崎郡日高町であった区域）、加古川市、たつの市、赤穂市、三木市、加西市、丹波市、南あわじ市（平成17年1月10日において三原郡西淡町であった区域を除く。）、宍粟市、加古郡稲美町、赤穂郡及び佐用郡。

ただし、共進会の出品候補牛については県内全域。

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 家畜防疫員が検査を不相当と認めたもの

イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に検査を受けている旨の証明書を有するもの

## (4) 実施の期日

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

## (5) 検査の方法

ア ツベルクリン検査

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

**2 搾乳の用以外の用に供する牛の結核病検査**

## (1) 実施の目的

牛の結核病の発生を予防するため

## (2) 実施する区域

県内全域

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 採卵の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛

ウ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

エ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

## (4) 実施の期日

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

## (5) 検査の方法

ア ツベルクリン検査

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

**3 牛のブルセラ病検査**

## (1) 実施の目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

## (2) 実施する区域

県内全域

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛の2割以上の牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛

ウ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

- エ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
- (4) 実施の期日  
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- (5) 検査の方法
- ア 凝集反応検査
  - イ 補体結合反応検査
  - ウ 疫学的検査
  - エ 臨床検査
- 4 搾乳の用に供する牛のヨーネ病検査
- (1) 実施の目的  
牛のヨーネ病の発生を予防するため
- (2) 実施する区域  
神戸市西区、姫路市、洲本市、伊丹市、豊岡市（平成17年3月31日において城崎郡日高町であった区域を除く。）、西脇市、宝塚市、川西市、小野市、三田市、篠山市、養父市、南あわじ市（平成17年1月10日において三原郡西淡町であった区域）、朝来市、淡路市、加東市、多可郡、神崎郡市川町及び同郡福崎町。ただし、共進会の出品候補牛については県内全域。
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、次に掲げるものを除く。
- ア 家畜防疫員が検査を不相当と認めたもの
  - イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に検査を受けている旨の証明書を有するもの
- (4) 実施の期日  
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- (5) 検査の方法
- ア 予備的抗体検出法
  - イ 酵素免疫測定法
  - ウ 疫学的検査
  - エ 臨床検査
  - オ ヨーニン検査
  - カ 細菌検査
- 5 搾乳の用以外の用に供する牛のヨーネ病検査
- (1) 実施の目的  
牛のヨーネ病の発生を予防するため
- (2) 実施する区域  
県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛
  - イ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
  - ウ 公共育成牧場で飼育されている牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
  - エ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
- (4) 実施の期日  
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- (5) 検査の方法
- ア 予備的抗体検出法
  - イ 酵素免疫測定法
  - ウ 疫学的検査
  - エ 臨床検査
  - オ ヨーニン検査
  - カ 細菌検査
- 6 馬伝染性貧血検査

- (1) 実施の目的  
馬伝染性貧血の発生を予防するため
  - (2) 実施する区域  
県内全域
  - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
飼育している馬。ただし、家畜防疫員が検査を不相当と認めたものを除く。
  - (4) 実施の期日  
平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで
  - (5) 検査の方法
    - ア 寒天ゲル内沈降反応検査
    - イ 疫学的検査
    - ウ 臨床検査
- 7 鶏のひな白痢検査
- (1) 実施の目的  
鶏のひな白痢の発生を予防するため
  - (2) 実施する区域  
県内全域
  - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
種卵を採取し、又は採取しようとする目的で飼育している鶏のおおむね1割
  - (4) 実施の期日  
平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで
  - (5) 検査の方法
    - ア 急速凝集反応検査
    - イ 疫学的検査
    - ウ 臨床検査
- 8 県外に移動するみつばちの腐そ病検査
- (1) 実施の目的  
みつばちの腐そ病の発生を予防するため
  - (2) 実施する区域  
県内全域
  - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
県域を越えて移動するみつばち
  - (4) 実施の期日  
平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで
  - (5) 検査の方法
    - ア 肉眼的検査
    - イ 脱脂乳による検査
    - ウ 細菌検査



**兵庫県告示第293号**

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予察のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 家きんの高病原性鳥インフルエンザ検査
  - (1) 実施の目的  
家きんの高病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため
  - (2) 実施する区域  
県内全域
  - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- ア 原則として100羽以上(だちょうの場合は10羽以上)飼養する家きん農場で飼育している家きんのうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん
- イ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん

(4) 実施の期日

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(5) 検査の方法

- ア 血清抗体検査(寒天ゲル内沈降反応検査)
- イ ウイルス分離検査
- ウ その他必要な検査

2 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病、牛流行熱検査

(1) 実施の目的

次の家畜の監視伝染病の発生を予察するため

- ア アカバネ病
- イ チュウザン病
- ウ アイノウイルス感染症
- エ イバラキ病
- オ 牛流行熱

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛(おおむね60頭)

(4) 実施の期日

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(5) 検査の方法

マイクロプレート法による中和試験



**兵庫県告示第294号**

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予防のため、家畜の所有者に対し、次の予防注射を受けることを命ずる。

平成22年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 実施の目的

牛の炭その発生を予防するため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、次に掲げるものを除く。

- ア 家畜防疫員が注射を不相当と認めたもの
- イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に注射を受けている旨の証明書を有するもの

- (2) その他家畜防疫員が注射を必要と認めた牛

4 実施の期日

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

5 注射の方法

炭そ予防液の皮下注射



**兵庫県告示第295号**

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の規定により、林業種苗生産事業者を次のとおり登録した。

平成22年3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 登録番号 | 生産事業者の氏名<br>又は名称及び住所      | 生産事業の内容 |     |           |                   | 事業所の名称<br>及び所在地         |
|------|---------------------------|---------|-----|-----------|-------------------|-------------------------|
|      |                           | 種 穂     |     | 苗 木       |                   |                         |
|      |                           | 採 取     | 精 選 | 幼苗の<br>養成 | 幼苗以<br>外の苗<br>木養成 |                         |
| 光1   | 大 畑 丑太郎<br>宍粟市山崎町五十波781番地 | ○       |     | ○         | ○                 | 生産事業者の氏名又は<br>名称及び住所に同じ |



**兵庫県告示第296号**

森林法(昭和26年法律第249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区村岡字銚子ガ谷3531の46
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第297号**

森林法(昭和26年法律第249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
美方郡新温泉町鐘尾字万場谷442
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第298号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
美方郡香美町香住区守柄字滝本1331の3、1331の4、1332、1332の1、1333から1338まで、1338の1、1339の1、1339の2、1340、1341、1346、1346の1、1346の2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字滝本1332、1332の1、1333、1334、1337、1338、1338の1、1341、1346
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第299号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
  - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
三菱重工業株式会社原動機事業本部高砂製作所  
高砂市荒井町新浜2丁目1番1号  
執行役員原動機事業本部高砂製作所長 前 川 篤
  - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
三菱重工業株式会社原動機事業本部高砂製作所  
高砂市荒井町新浜2丁目1番1号



## (3) 特定施設に関する事項

|                                                  |                        |                   |     |       |     |
|--------------------------------------------------|------------------------|-------------------|-----|-------|-----|
| 種                                                | 類                      | 71の2号イ 洗浄施設       |     |       |     |
| 変更前後の区分                                          |                        | 変更前               |     | 変更後   |     |
| 能力                                               |                        | 計81台              |     | 同左    |     |
| 工事着手予定年月日                                        |                        | 既設                |     | 同左    |     |
| 工事完成予定年月日                                        |                        | 既設                |     | 同左    |     |
| 使用開始予定年月日                                        |                        | 既設                |     | 許可後   |     |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              |                        | 8時30分～19時30分 10時間 |     | 同左    |     |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    |                        | なし                |     | 同左    |     |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値           | 区分                     | 通常                | 最大  | 通常    | 最大  |
|                                                  | 水素イオン濃度<br>(水素指数)      | 6.5～8             | 5～9 | 6.5～8 | 5～9 |
|                                                  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)  | 10                | 30  | 10    | 30  |
|                                                  | 浮遊物質<br>量<br>(単位 mg/L) | 10～20             | 30  | 10～20 | 30  |
|                                                  | 窒素含有量<br>(単位 mg/L)     | 2.5               | 5.5 | 2.5   | 5.5 |
|                                                  | りん含有量<br>(単位 mg/L)     | 0.15              | 0.3 | 0.15  | 0.3 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                        | 63                | 106 | 35    | 100 |

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

|                                                                   |                                |                                                                        |        |        |        |        |        |        |        |
|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 種                                                                 | 類                              | 総合排水処理施設                                                               |        |        |        |        |        |        |        |
| 変 更 前 後 の 区 分                                                     |                                | 変 更 前                                                                  |        |        |        | 変 更 後  |        |        |        |
| 型                                                                 | 式                              | 中和、加圧浮上、砂ろ過、消毒                                                         |        |        |        | 同 左    |        |        |        |
| 構                                                                 | 造                              | 鉄筋コンクリート製                                                              |        |        |        | 同 左    |        |        |        |
| 主 要 寸 法                                                           |                                | 中和槽 6.2m×2m×4m、加圧浮上槽 3m×1.5m×3.5m、急速ろ過槽 3m×8m×3.5m、洗浄水槽 6.2m×7.2m×3.3m |        |        |        | 同 左    |        |        |        |
| 能 力                                                               |                                | 450m <sup>3</sup> /時                                                   |        |        |        | 同 左    |        |        |        |
| 汚 水 等 の 処 理 方 式                                                   |                                | 中和+加圧浮上+砂ろ過+消毒                                                         |        |        |        | 同 左    |        |        |        |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                                 |                                | 既 設                                                                    |        |        |        | 同 左    |        |        |        |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                                 |                                | 既 設                                                                    |        |        |        | 同 左    |        |        |        |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                                 |                                | —                                                                      |        |        |        | 許可後    |        |        |        |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                                               |                                | 24時間連続                                                                 |        |        |        | 同 左    |        |        |        |
| 使用時間の季節的変動の概要                                                     |                                | な し                                                                    |        |        |        | な し    |        |        |        |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値                   | 区 分                            | 処理前                                                                    |        | 処理後    |        | 処理前    |        | 処理後    |        |
|                                                                   |                                | 通常                                                                     | 最大     | 通常     | 最大     | 通常     | 最大     | 通常     | 最大     |
|                                                                   | 水素イオン濃度 (水素指数)                 | 6.5~8                                                                  | 6.5~8  | 6.5~8  | 6.5~8  | 6.5~8  | 6.5~8  | 6.5~8  | 6.5~8  |
|                                                                   | 化学的酸素要求量 (単位 mg/L)             | 27.9                                                                   | 34     | 8.9    | 9      | 28     | 34     | 8.9    | 9      |
|                                                                   | 浮遊物質量 (単位 mg/L)                | 32.4                                                                   | 44     | 7.2    | 15     | 32     | 43     | 7.2    | 15     |
|                                                                   | 窒素含有量 (単位 mg/L)                | 7.1                                                                    | 22.3   | 6.4    | 18     | 7      | 22     | 6.4    | 18     |
|                                                                   | りん含有量 (単位 mg/L)                | 0.2                                                                    | 1.5    | 0.2    | 0.8    | 0.2    | 1.5    | 0.2    | 0.8    |
|                                                                   | カドミウム及びその化合物 (単位 mg/L)         | —                                                                      | —      | —      | —      | —      | —      | —      | —      |
|                                                                   | 鉛及びその化合物 (単位 mg/L)             | —                                                                      | —      | —      | —      | —      | —      | —      | —      |
|                                                                   | 水銀及びアルキル水銀そのほかの水銀化合物 (単位 mg/L) | —                                                                      | —      | —      | —      | —      | —      | —      | —      |
|                                                                   | 銅含有量 (単位 mg/L)                 | —                                                                      | —      | —      | —      | —      | —      | —      | —      |
|                                                                   | 亜鉛含有量 (単位 mg/L)                | —                                                                      | —      | —      | —      | —      | —      | —      | —      |
|                                                                   | クロム含有量 (単位 mg/L)               | —                                                                      | —      | —      | —      | —      | —      | —      | —      |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)                                         | 1                              | 1.4                                                                    | 1      | 1.4    | 1      | 1.4    | 1      | 1.4    |        |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常値及び最大の値 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                                | 6582.4                                                                 | 8155.5 | 6582.4 | 8155.5 | 6622.4 | 8275.5 | 6622.4 | 8275.5 |

| 高研総合廃水処理設備                          |         |         |         |         |         |         |         |
|-------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 変 更 前                               |         |         |         | 変 更 後   |         |         |         |
| 全自動                                 |         |         |         | 同 左     |         |         |         |
| 鉄筋コンクリート及び鋼鉄製                       |         |         |         | 同 左     |         |         |         |
| 原水ピット 4m×6m×3m×2基、<br>凝集沈殿槽 直径4m×3m |         |         |         | 同 左     |         |         |         |
| 10m <sup>3</sup> /時                 |         |         |         | 同 左     |         |         |         |
| 中和+凝集沈殿+油水分離+砂ろ過+<br>活性炭吸着          |         |         |         | 同 左     |         |         |         |
| 既 設                                 |         |         |         | 同 左     |         |         |         |
| 既 設                                 |         |         |         | 同 左     |         |         |         |
| —                                   |         |         |         | 許可後     |         |         |         |
| 8時30分～17時30分 8時間                    |         |         |         | 同 左     |         |         |         |
| な し                                 |         |         |         | 同 左     |         |         |         |
| 処理前                                 |         | 処理後     |         | 処理前     |         | 処理後     |         |
| 通常                                  | 最大      | 通常      | 最大      | 通常      | 最大      | 通常      | 最大      |
| 6.5～8                               | 5～9     | 7～8     | 7～8     | 6.5～8   | 5～9     | 7～8     | 7～8     |
| 10                                  | 30      | 10      | 15      | 10      | 19      | 5       | 12      |
| 10～20                               | 30      | 10      | 15      | 10～20   | 30      | 3       | 5       |
| 2.5未満                               | 5.5未満   | 2.5未満   | 5.5未満   | 2       | 3       | 2       | 3       |
| 0.15未満                              | 0.3未満   | 0.15未満  | 0.3未満   | 0.1未満   | 0.1     | 0.1未満   | 0.1     |
| 0.05未満                              | 0.05未満  | 0.05未満  | 0.05未満  | 0.05未満  | 0.05未満  | 0.05未満  | 0.05未満  |
| 0.7未満                               | 0.7未満   | 0.7未満   | 0.7未満   | 0.7未満   | 0.7未満   | 0.7未満   | 0.7未満   |
| 0.005未満                             | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 |
| 3未満                                 | 3未満     | 3未満     | 3未満     | 3未満     | 3未満     | 3未満     | 3未満     |
| 5未満                                 | 5未満     | 5未満     | 5未満     | 5未満     | 5未満     | 5未満     | 5未満     |
| 2未満                                 | 2未満     | 2未満     | 2未満     | 2未満     | 2未満     | 2未満     | 2未満     |
| —                                   | —       | —       | —       | 1未満     | 1       | 1未満     | 1       |
| 78                                  | 195     | 78      | 195     | 40      | 120     | 40      | 120     |

(5) 排出水の汚染状態及び量

| 変 更 前 後 の 区 分                   |     | 変 更 前   |         |       | 変 更 後   |         |               |
|---------------------------------|-----|---------|---------|-------|---------|---------|---------------|
| 排 水 口 名                         |     | No. 1   | No. 2   | No. 3 | No. 1   | No. 2   | No. 3         |
| 排 水 量<br>(単位 m <sup>3</sup> /日) | 通 常 | 6,582.4 | 10,000  | 198   | 6,622.4 | 10,000  | 雨 水 専 用 排 水 口 |
|                                 | 最 大 | 8,155.5 | 264,300 | 375   | 8,275.5 | 264,300 |               |
| 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水 素 指 数)      | 通 常 | 6.5~8   | 7~8     | 6.5~8 | 6.5~8   | 7~8     |               |
|                                 | 最 大 | 6.5~8   | 7~8     | 6.5~8 | 6.5~8   | 7~8     |               |
| 化 学 的 酸 素 要 求 量<br>(単位 mg/L)    | 通 常 | 8.9     | 10      | 10    | 8.9     | 10      |               |
|                                 | 最 大 | 9       | 10      | 15    | 9       | 10      |               |
| 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)          | 通 常 | 7.2     | 10      | 10    | 7.2     | 10      |               |
|                                 | 最 大 | 15      | 27      | 15    | 15      | 27      |               |
| 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)          | 通 常 | 6.4     | 1       | 2.5   | 6.4     | 1       |               |
|                                 | 最 大 | 18      | 2.5     | 5.5   | 18      | 2.5     |               |
| り ん 含 有 量<br>(単位 mg/L)          | 通 常 | 0.2     | 0.1     | 0.1   | 0.2     | 0.1     |               |
|                                 | 最 大 | 0.8     | 0.2     | 0.3   | 0.8     | 0.2     |               |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L)    | 通 常 | 1       | 1       | 1     | 1       | 1       |               |
|                                 | 最 大 | 1.4     | 1.5     | 1.5   | 1.4     | 1.5     |               |

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年 3月19日から同年 4月 9日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第300号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（復旧測量）
- 2 作業期間  
平成21年 1月 5日から同年11月 9日まで
- 3 作業地域  
西宮市神明町、芦原町、神祇官町、高松町、深津町、田代町及び大屋町



兵庫県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年 3月19日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成22年 3月19日から 2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道 路 の 種 類<br>路 線 名 | 道 路 の 区 域 |    |                 |               |    |
|--------------------|-----------|----|-----------------|---------------|----|
|                    | 区 間       | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
|                    |           |    |                 |               |    |

|                 |                                          |   |                                     |                |  |
|-----------------|------------------------------------------|---|-------------------------------------|----------------|--|
| 県道<br>三 木 宍 粟 線 | 加西市北条町東南字岩ヶ鼻84番5から<br>同 市北条町北条字馬橋345番6まで | 旧 | 12.0から<br>34.0まで<br>7.0から<br>25.0まで | 755.0<br>505.0 |  |
|                 |                                          | 新 | 12.0から<br>34.0まで                    | 755.0          |  |



**兵庫県告示第302号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年3月19日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年3月19日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成22年3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名      | 道 路 の 区 域                                 |    |                 |               |    |
|-------------------|-------------------------------------------|----|-----------------|---------------|----|
|                   | 区 間                                       | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>上 三 河 平 福 線 | 佐用郡佐用町庵字下河原769番から<br>同 郡同 町平福字西大明神1438番まで | 旧  | 5.0から<br>16.0まで | 146.0         |    |
|                   |                                           | 新  | 5.0から<br>17.0まで | 143.0         |    |



**兵庫県告示第303号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年3月19日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年3月19日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成22年3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名  | 道 路 の 区 域                             |    |                                    |                |    |
|---------------|---------------------------------------|----|------------------------------------|----------------|----|
|               | 区 間                                   | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)                    | 延 長<br>(メートル)  | 備考 |
| 国道<br>4 8 2 号 | 豊岡市中郷字荒神2番1から<br>同 市日高町上郷字下川原1586番7まで | 旧  | 7.0から<br>16.0まで                    | 359.0          |    |
|               |                                       | 新  | 7.0から<br>16.0まで<br>7.0から<br>10.0まで | 359.0<br>382.0 |    |



**兵庫県告示第304号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとお

り認可した。

平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
三木市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画下水道事業三木市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和54年 3月27日から平成22年 3月31日まで  
変更後 昭和54年 3月27日から平成28年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第305号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、小野市王子南土地区画整理組合の解散を平成22年 3月 8日に認可した。

平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



**兵庫県告示第306号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、龍野市本龍野駅東農住組合からたつの市本龍野駅東農住土地区画整理事業の換地処分完了の届出があった。

平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



**兵庫県告示第307号**

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）附則第10項に規定する知事が定める日は、同項に掲げる駐車場のうち次に掲げるものにあつては、平成22年 3月31日とする。

平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名称            | 位置                |
|---------------|-------------------|
| 明石舞子北鉄筋住宅駐車場  | 神戸市垂水区神陵台1丁目及び6丁目 |
| 新多聞第2鉄筋住宅駐車場  | 神戸市垂水区本多聞2丁目      |
| 明石大久保南鉄筋住宅駐車場 | 明石市大久保町西脇         |
| 加西北条鉄筋住宅駐車場   | 加西市北条町北条          |

**公 告**

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
淡路市久留麻字田尻28番16、28番17の一部、28番24
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
淡路市志筑3318番地1  
株式会社大地 代表取締役 音 田 誠 二
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成21年12月18日  
兵庫県指令淡路（洲土）（建）第1－1号（21淡路）

## 病 院 局 公 告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成22年 3月19日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立がんセンター院長 西 村 隆一郎

## 1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量  
医療用直線加速装置 一式
- (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
平成23年 2月28日（月）
- (4) 納入場所  
県立がんセンター 明石市北王子町13－70
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で入札書の受領期限までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」をすべて満たす物品を納入することができる者と認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒673-8558 明石市北王子町13－70

県立がんセンター総務部経理課

電話 (078) 929-1151

(2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成22年3月19日（金）から同年4月2日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札参加申込書の受付期間

平成22年3月19日（金）から同年4月2日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成22年4月28日（水）午後2時 県立がんセンター 本館 会議室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成22年4月27日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成22年4月26日（月）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて平成22年4月26日（月）午後4時までに提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を平成22年4月2日（金）午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成22年5月7日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効



本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Nishimura, Director of Hyogo Cancer Center

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Linear Accelerators 1set

(3) Delivery period:February 28, 2011

(4) Delivery place:

Hyogo Cancer Center

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 April 2, 2010

(6) Deadline for tender:

17:00 April 27, 2010 by mail

14:00 April 28, 2010 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Cancer Center, 13-70, Kitaoji-cho, Akashi, Hyogo 673-8558

TEL (078)929-1151

教 育 委 員 会 告 示

兵庫県教育委員会告示第2号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第4条第1項及び第31条第1項の規定により、兵庫県指定重要有形文化財及び兵庫県指定史跡名勝天然記念物として次のものを指定する。

平成22年 3月19日

兵庫県教育委員会

委員長 上 羽 慶 市

| 種 別                             | 文化財の名称                                 | 数 量 | 所 在 地                       | 所 有 者        |
|---------------------------------|----------------------------------------|-----|-----------------------------|--------------|
| 重<br>要<br>有<br>形<br>文<br>化<br>財 | 建造物                                    | 5棟  | 神戸市須磨区離宮西町2丁目10番1、33番、33番15 | 西尾一三<br>西尾 明 |
|                                 | 西尾家住宅<br>主屋<br>松風閣<br>真珠亭<br>石炭庫<br>車庫 |     |                             |              |
|                                 | 伽耶院開山堂                                 | 1棟  | 三木市志染町大谷410番                | 宗教法人伽耶院      |
| 絵 画                             | 神馬図絵馬                                  | 1面  | 明石市魚住町中尾1031番の2             | 宗教法人住吉神社     |

|                           |     |       |         |                                                                                                                                                          |             |
|---------------------------|-----|-------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 史跡<br>名勝<br>天然<br>記念<br>物 | 史 跡 | 福本遺跡  | 25,697㎡ | 神崎郡神河町福本字丸山1238番1、1238番10、1238番11、1238番14、福本字原谷川817番17、817番18、817番20、817番21、817番22、817番31、817番34、817番36、817番37、817番38、817番40、817番44、817番60、817番61、817番62 | 神河町<br>佐谷大介 |
|                           |     | 堀畑1号墳 | 1基      | 養父市堀畑字尻木谷43番1                                                                                                                                            | 養父市         |
|                           | 名 勝 | 神宮寺庭園 | 308.49㎡ | 南あわじ市沼島2523番                                                                                                                                             | 宗教法人神宮寺     |



**兵庫県教育委員会告示第3号**

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第19条の2第1項の規定により、文化財登録原簿に次のものを登録する。

平成22年3月19日

兵庫県教育委員会  
委員長 上 羽 慶 市

| 種 別     | 文化財の名称                                           | 数量 | 所 在 地            | 所 有 者    |
|---------|--------------------------------------------------|----|------------------|----------|
| 登録有形文化財 | 建造物<br>養父神社<br>本殿<br>拝殿<br>摂社山野口神社本殿<br>摂社五社神社本殿 | 4棟 | 養父市養父市場字宮ノ谷827番3 | 宗教法人養父神社 |

**公安委員会規則**

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

兵庫県公安委員会  
委員長 下 村 俊 子

**兵庫県公安委員会規則第1号**

**兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則**

兵庫県警察の組織に関する規則（昭和52年兵庫県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。  
第25条第7号中「家出人」を「行方不明者」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**警察本部公告**

**入札公告**

次の調達を総合評価一般競争入札に付す。

平成22年 3月19日

契約担当者

兵庫県警察本部長 北 村 滋

## 1 調達内容

## (1) 調達内容

放置車両確認事務委託業務

## (2) 調達（入札）件名

下記アからケの調達件名ごとに入札を行う。

ア 東灘・灘ブロック放置車両確認事務委託業務

イ 葺合・生田・神戸水上ブロック放置車両確認事務委託業務

ウ 兵庫・長田ブロック放置車両確認事務委託業務

エ 須磨・垂水ブロック放置車両確認事務委託業務

オ 神戸西・神戸北ブロック放置車両確認事務委託業務

カ 芦屋・西宮・甲子園ブロック放置車両確認事務委託業務

キ 尼崎南・尼崎東・尼崎北ブロック放置車両確認事務委託業務

ク 伊丹・川西・宝塚ブロック放置車両確認事務委託業務

ケ 明石・加古川・姫路ブロック放置車両確認事務委託業務

## (3) 業務の概要

放置車両確認機関（受託者）は、駐車監視員資格者証の交付を受けている者のうちから選任した駐車監視員を、あらかじめ計画された時間に指定された警察署に登庁させて、計画された場所において2名以上1組で放置車両の確認事務を行わせる。

## (4) 業務履行期間

平成22年10月1日（金）から平成25年9月30日（月）まで

## (5) 履行場所及び仕様

入札説明書による。

## (6) 入札方法

総合評価一般競争入札

## 2 一般競争入札参加資格

本業務の入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のすべてに該当し、契約担当者的入札参加資格の確認を受けた法人とする。

なお、入札参加資格を確認する基準となる日（以下「確認基準日」という。）は、特に定める場合を除き、平成22年4月2日（金）とする。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられていないこと。

(6) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

(7) 過去2年以内において、刑に処せられていないこと。

(8) 過去2年以内において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条第2項（自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に限る。）又は同法第75条の2第2項に基づく兵庫県公安委員会の使用制限命令を受けたことがないこと。

(9) 道路交通法第51条の8第1項に基づく兵庫県公安委員会の登録を受けていること。ただし、同法第51条の9に基づく兵庫県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる場合を除く。

- (10) 入札件名ごとに駐車監視員を2名以上雇用していること。
- (11) 兵庫県内に事務所を有していること。
- (12) 仕様書に定められた業務内容を、公正かつ適確に遂行し得ること。

### 3 申込書・入札書の提出等

入札に参加を希望する者は、入札件名ごとに申込書類を作成の上、下記(1)の場所に(2)の期間内に提出し、契約担当者の入札参加資格の確認を受けること。

なお、参加申込書類は、持参することとし、郵送等による提出は認めない。

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 隅田  
電話 (078) 341-7441 内線 2252
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成22年3月19日(金)から同年4月2日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時
  - ア 東灘・灘ブロック放置車両確認事務委託業務  
平成22年4月28日(水)午後1時00分
  - イ 葦合・生田・神戸水上ブロック放置車両確認事務委託業務  
平成22年4月28日(水)午後1時15分
  - ウ 兵庫・長田ブロック放置車両確認事務委託業務  
平成22年4月28日(水)午後1時30分
  - エ 須磨・垂水ブロック放置車両確認事務委託業務  
平成22年4月28日(水)午後1時45分
  - オ 神戸西・神戸北ブロック放置車両確認事務委託業務  
平成22年4月28日(水)午後2時00分
  - カ 芦屋・西宮・甲子園ブロック放置車両確認事務委託業務  
平成22年4月28日(水)午後2時15分
  - キ 尼崎南・尼崎東・尼崎北ブロック放置車両確認事務委託業務  
平成22年4月28日(水)午後2時30分
  - ク 伊丹・川西・宝塚ブロック放置車両確認事務委託業務  
平成22年4月28日(水)午後2時45分
  - ケ 明石・加古川・姫路ブロック放置車両確認事務委託業務  
平成22年4月28日(水)午後3時00分

### (4) 入札・開札の場所

神戸市中央区下山手通5丁目6番21号 兵庫県警察本部別館8階会議室

### (5) 入札書の提出方法等

入札件名ごとに、入札書及び入札説明書に定める提出書類(以下「入札書等」という。)を、入札当日に指示された方法により提出すること。

なお、郵送等による提出は認めない。

### 4 入札説明会の開催

入札説明会への出席を入札参加条件としているので、入札参加希望者は必ず出席すること。

- (1) 開催日時  
平成22年4月6日(火)午前11時から午後0時までの間
- (2) 開催場所  
神戸市中央区下山手通5丁目6番21号 兵庫県警察本部別館8階会議室
- (3) 出席人員  
1法人あたり2名までとする。

### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望総金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成22年4月27日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

概算契約総金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

## (4) 入札者に求められる義務

ア 4に定める入札説明会に出席すること。

イ 落札決定の前日までの間において、契約担当者から入札書等に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成22年6月30日（水））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示をした場合のほか、駐車監視員1ユニット当たりの日額単価（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札は、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

## (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要作成

## (8) 落札者の決定方法

提出された入札書等の内容を総合評価落札者決定基準に基づき得点化し、総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者の入札金額が低入札価格調査基準価格を下回るなどの場合は、当該業務が適正に履行できるかどうかの調査を行った上で落札者を決定する。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。